

昭和四十一年三月十八日

千葉県内水面漁業調整規則

千葉県

昭和四十一年三月十八日千葉県規則第七号

昭和四十七年六月九日千葉県規則第四十号

昭和五十一年十一月三十日千葉県規則第七十七号

昭和五十八年六月十七日千葉県規則第五十九号

昭和六十一年十月二十一日千葉県規則第六十一号

改正
平成五年三月三十一日千葉県規則第二十二号

平成六年九月二十九日千葉県規則第六十一号

平成十二年三月二十四日千葉県規則第二十六号

平成十三年三月三十日千葉県規則第三十七号

平成十三年九月二十八日千葉県規則第四百四号

千葉県内水面漁業調整規則

目次

第一章	総則（第一条―第五条）
第二章	水産動植物の採捕の許可（第六条―第二十三条）
第三章	漁業取締り及び水産資源の保護培養等（第二十四条―第三十五条）
第四章	罰則（第三十六条―第三十八条）
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令とあいまって内水面における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、併せて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

一部改正〔昭和五十一年十一月三十日規則第七十七号〕

(適用範囲)

第二条 この規則は、漁業法第八条第三項に規定する内水面に適用する。

（県内に住所を有しない者の申請又は届出）

第三条 県内に住所を有しない者が第五種共同漁業（漁業法第六条第五項第五号に規定する第五種共同漁業をいう。）に関し知事に申請し、又は届け出ようとするときは、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

一部改正〔平成十二年三月二十四日規則第二十六号〕

（代表者の届出）

第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、別記第一号様式によるものとする。

（漁業権等に関する申請書の様式）

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請書 別記第二号様式
- 二 漁業法第十条の規定による免許の申請書 別記第三号様式

- 三 漁業法第二百二十九条第一項又は第三項の規定による認可の申請書 別記第四号様式
一部改正〔平成十三年三月三十日規則第三十七号〕

第二章 水産動植物の採捕の許可

(水産動植物の採捕の許可)

第六条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。

- 一 さし網（利根川以外におけるかさね式さし網を除く。）
- 二 ひき網（次号に掲げる地びき網を除く。）
- 三 地びき網
- 四 四手網（方二メートル以上のものに限る。）
- 五 つぼ網
- 六 張網
- 七 無双網（けんさき網を含む。）
- 八 ふくろ網（掛ぶくろ網、地ごく網、かし木張網、落とし網、長ぶくろ網、張切網及びこれらに類するものを含む。）
- 九 建干網（干し揚げ）
- 十 すだて（網すだてを含む。）

十一 かぶせ網（おおげ網及びこれらに類するものを含む。）

十二 投網

十三 すくい網（船を使用するものに限る。）

十四 やな

十五 柴漬

十六 おだ

十七 せん（うけを含む。）

十八 せきせん（方言とめまわし。えび及びざりがにを目的とするものに限る。）

十九 はえなわ

二十 うなぎ鎌

一部改正「昭和五十一年十一月三十日規則第七十七号」

（許可の申請）

第七条 前条の規定による水産動植物の採捕の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに別記第五号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をしかどうかの判断に必要と認める書類の提出を求めることがある。

（許可の有効期間）

第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い期間を定めることがある。

(許可証の交付)

第九条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に別記第六号様式の許可証を交付する。
(許可証等の携帯義務)

第十条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換申請その他の理由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

一部改正「平成十二年三月二十四日規則第二十六号」

(許可証等の譲渡等の禁止)

第十一条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の制限又は条件)

第十二条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第十三条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植

物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動植物の採捕をしてはならない。

(許可の内容の変更の許可)

第十四条 採捕の許可を受けた者が前条の規定による採捕の許可の内容を変更しようとするときは、別記第七号様式による申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第七条第二項の規定を準用する。

(許可証の書換交付の申請)

第十五条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに、別記第八号様式による申請書を提出して、知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十六条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を附して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

第十七条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十四条の規定による許可をしたとき。

二 第十五条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

三 第二十二条第一項の規定により、採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第十八条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を附してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前各項の手続をしなければならない。

一部改正「平成十三年三月三十日規則第三十七号」
(許可をしない場合)

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしない。

一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合

二 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

一部改正「平成六年九月二十九日規則第六十一号」

(許可の取消し)

第二十条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第一項第一号の規定に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により採捕の許可の取消しをしようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

一部改正「平成六年九月二十九日規則第六十一号」

第二十一条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は許可期間中引続き一年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことがある。

2 採捕の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第一項の規定による処分又は漁業法第六十七条第一項の規定による指示若しくは同条第十二項の規定による命令により水産動植物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

一部改正「平成六年九月二十九日規則第六十一号・平成十二年三月二十四日規則第二十六号」

(漁業調整等のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

第二十二条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることがある。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前

項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行うことがある。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第一項及び第二項の場合は、第二十条第二項及び第三項の規定を準用する。

一部改正〔平成六年九月二十九日規則第六十一号〕
(許可の失効)

第二十三条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

一部改正〔平成十三年三月三十日規則第三十七号〕

第三章 漁業取締り及び水産資源の保護培養等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第二十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護につき害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

一部改正「昭和四十七年六月九日規則第四十号・昭和五十一年十一月三十日規則第七十七号」

(禁止期間)

第二十五条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
さけ	一月一日から十二月三十一日まで
あゆ	一月一日から五月三十一日まで 十月一日から十一月三十日まで
そう魚及びびれん魚 (大きさ六十センチメートル未満のものを除く。)	五月二十日から七月十九日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

一部改正「昭和六十一年十月二十一日規則第六十一号」
(夜間採捕の禁止)

第二十五条の二 次の表の上欄に掲げる河川の同表中欄に掲げる区域においては、夜間(日没時から日出時までの間をいう。)同表下欄に掲げる水産動物の採捕をしてはならない。

河川名	区域	水産動物
利根川	利根川河口堰管理橋下流端から下流の区域	しじみ

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
 一部改正〔平成十二年三月二十四日規則第二十六号〕
 (大ききの制限)

第二十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる大ききのものは、これを採捕してはならない。

水産動物	大	き	さ
ます	全長十五センチメートル以下		
うなぎ	全長二十三センチメートル以下		
こい	全長十八センチメートル以下		
しじみ	殻長一・五センチメートル以下		

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
 一部改正〔昭和六十一年十月二十一日規則第六十一号〕
 (卵の採捕禁止)

第二十七条 さけ、ます、そう魚及びれん魚の放産した卵は、これを取採してはならない。
 2 前項の規定に違反して採捕した卵又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
 (漁具及び漁法の制限及び禁止)

第二十八条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

一 まき網

- 二 うなぎ手繰網
- 三 かさね式さし網（利根川におけるものを除く。）
- 四 瀬張網
- 五 せきせん（方言とめまわし。えび及びざりがにを目的とするものを除く。）
- 六 かいぼり
- 七 引かけこぎ
- 八 びん漬（箱漬を含む。）
- 九 やす（食用かえるを目的とするものを除く。）
- 十 発射装置を有する漁具
- 十一 水中に電流を通じてなす漁法
- 十二 あゆかけ釣り

一部改正「昭和五十一年十一月三十日規則第七十七号」

第二十九条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合にあっては、当該漁具又は漁法は、それぞれ同表下欄に掲げる範囲でなければならぬ。

名称	範囲
ふくろ網	網目の大きさ 一・六センチメートル以上 （十五センチメートルにつき二十節以下）
地びき網	袖網の長さ 二百メートル以下 網目の大きさ 二・三センチメートル以上 （十五センチメートルにつき十四節以下）

干し揚げ	網目の大きさ 二・三センチメートル以上 (十五センチメートルにつき十四節以下)
四手網	網目の大きさ 一・六センチメートル以上 (十五センチメートルにつき二十節以下)
刃口を付した しじみかき	すの目の大きさ 一・一センチメートル以上

(漁具の使用の制限)

第三十条 次の表の上欄に掲げる漁具により同表中欄に掲げる期間中同表下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

漁具	期 間	水産動物名
投 網	六月一日から六月三十日まで	あ ゆ

(河川をしゃ断して行なう水産動物の採捕の制限)

第三十一条 次の表の上欄にかかげる河川において河川をしゃ断して水産動物の採捕をおこなう場合には、それぞれ同表下欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならない。

河 川 名	範 囲
利根川、印旛沼及び手賀沼（それぞれの支派川を含む。）	二分の一以上
右欄以外の河川	三分の一以上

(採捕区域の制限)

第三十二条 次の表の上欄に掲げる河川の同表中欄に掲げる区域においては、同表下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

河川名	区 域	水産動物
利根川	利根川河口堰管理橋上流端から上流百十メートル、下流端から下流百十メートルの間の区域	魚類

一部改正「昭和五十一年十一月三十日規則第七十七号」

(外来魚の移植の制限)

第三十二条の二 次の各号に掲げる魚種(卵を含む。以下同じ。)を移植してはならない。ただし、当該

魚種が漁業権の対象となっている場合において当該魚種を当該漁業権に係る漁場の区域に移植するとき、及び当該魚種の移植について知事の許可を受けたときは、この限りではない。

一 ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚をいう。)

二 ブルーギル

2 前項の許可を受けようとする者は、別記第八号様式の二による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書のほか、第一項の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

4 知事は、第一項の許可をしたときは、申請者に別記第八号様式の三による許可証を交付する。

5 知事は、第一項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。

6 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なくその結果を知事に報告しなければならない。

7 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。

8 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

9 第二項から第五項までの規定は、前項の規定により許可証に記載された事項につき変更しようとする場合に準用する。この場合において、第二項中「別記第八号様式の二による申請書」とあるのは「別記第八号様式の四による申請書に許可証を添付して」と、第四項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

10 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第四項の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

一部改正「平成五年三月三十一日規則第二十二号」

(試験研究等の適用除外)

第三十三条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は水産動植物の採捕に使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、別記第九号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第一項の許可をしたときは、別記第十号様式による許可証を交付する。
- 4 知事は、第一項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。
- 7 第一項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第二項から第四項までの規定は、前項の規定により許可証に記載された事項につき変更しようとする場合に準用する。この場合において、第二項中「別記第九号様式」とあるのは、「別記第十一号様式」と読み替えるものとする。
- 9 第十条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者について準用する。
- 10 知事は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者が第四項（第八項において準用する場合を含む。）の規定により付された制限若しくは条件に違反したとき、又は漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。この場合は、第二十条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 11 第一項の許可を受けた者は、当該許可が効力を失った場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。第七項の規定により許可証の変更許可を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。この場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正「昭和五十一年十一月三十日規則第七十七号・平成六年九月二十九日規則第六十一号」

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第三十四条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(標識の書換え又は再設置等)

第三十五条 前条の標識の記載事項に変更を生じ若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならぬ。

第 四 章 罰 則

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条、第十三条、第二十四条第一項、第二十五条から第三十二条まで、第三十二条の二第一項若しくは第七項又は第三十三条第六項の規定に違反した者
- 二 第十二条、第二十二條第一項、第三十二条の二第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は第三十三条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者
- 三 第二十二條第一項の規定による採捕の停止の命令に違反した者

四 第二十四条第二項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

一部改正「昭和五十一年十一月三十日規則第七十七号・昭和五十八年六月十七日規則第五十九号・平成五年三月三十一日規則第二十二号」

第三十七条 第十条第一項(第三十三条第九項において準用する場合を含む。)又は第三十二条の第二十項の規定に違反した者は、科料に処する。

一部改正「昭和五十一年十一月三十日規則第七十七号・平成五年三月三十一日規則第二十二号」

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

1 この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 千葉県内水面漁業調整規則(昭和二十六年千葉県規則第八十七号。以下「旧規則」という。)は廃止する。

3 旧規則に基づいてした許可その他知事の処分であつて、この規則施行の際、現に効力を有するものは、この規則の相当規定に基づいてしたものとみなす。

4 前項の規定により、この規則の規定に基づいてしたものとみなされた許可の有効期間は、従前の許

可の残存期間とする。

5 この規則の施行前に旧規則に基づいて交付した許可証は、この規則の相当規定に基づいて交付した許可証とみなす。

6 第六条第四号及び第十三号に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、昭和四十一年九月三十日までは知事の許可を受けないで採捕することができる。

7 この規則施行の際、現に漁業権に基づき第二十八条第三号に掲げる漁具により水産動植物を採捕している者は、昭和四十一年九月三十日までこの規則の規定にかかわらず、当該漁具により水産動植物の採捕をすることができる。

8 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十七年六月九日規則第四十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十一年十一月三十日規則第七十七号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条及び第三十二条の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県内水面漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)の規定によりした許可その他知事の処分であつて、この規則施行の際現に効力を有するものは、改正後の千葉県内水面漁業調整規則

(以下「改正後の規則」という。)の相当規定によりしたものとみなす。

3 前項の規定により、改正後の規則の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。

4 改正前の規則の規定により交付した許可証は、改正後の規則の相当規定により交付した許可証とみなす。

附 則 (昭和五十八年六月十七日規則第五十九号)

この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六十一年十月二十一日規則第六十一号)

この規則は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月三十一日規則第二十二号)

この規則は、平成五年七月一日から施行する。

附 則 (平成六年九月二十九日規則第六十一号)

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日規則第二十六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の千葉県内水面漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第三条の規定によりなされた申請又は届出に係る改正後の千葉県内水面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に改正前の規則第十条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しについては、改正後の規則第十条第二項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。この場合において、改正後の規則第十条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十三年三月三十日規則第三十七号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

別 記

第 1 号様式(その 1)

代 表 者 選 定 届

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 印

住所

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 印

住所

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 印

下記のとおり 漁業に係る共同申請の代表者を選定したから、
届け出ます。

記

代表者

住所

氏名(法人にあっては、名称)

第1号様式(その2)

代 表 者 変 更 届

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 印

住所

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 印

住所

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 印

下記のとおり 年 月 日付け届出の 漁業に係る 共同申請の代表者を変更したから、届け出ます。

記

旧代表者

住所

氏名(法人にあっては、名称)

新代表者

住所

氏名(法人にあっては、名称)

第 2 号様式

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

漁業協同組合の名称

代表者氏名

印

年 月 日千葉県告示第 号によって公示された 内
第 号に係る漁業権について、別添のように 漁業協同組合
内 第 号 漁業権(入漁権)行使規則を制定したいので、関係書
類を添えて認可を申請します。

第3号様式

漁業免許申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名) 印

年 月 日千葉県告示第 号によって公示された内共
(区・定)第 号漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて
申請します。

第 4 号様式

遊 漁 規 則 (変 更) 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

漁業協同組合の名称

代表者氏名

印

年 月 日千葉県告示第 号によって公示された 内
共第 号に係る第 5 種共同漁業権について、別添のように、
漁業協同組合内共第 号第 5 種共同漁業権遊漁規則を制
定(変更)したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

第5号様式

による採捕許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により水産動植物採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間
- 5 漁具又は漁法の規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数

第 6 号様式

許可番号 第 号

による採捕許可証

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間
- 4 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 5 船 舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 6 許可の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 7 制限又は条件

年 月 日

千葉県知事

印

第7号様式

による採捕許可内容変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により による採捕許可の内容変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項目	現在の許可の内容	変更しようとする内容

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

第8号様式

による採捕許可証書換交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により による採捕許可証の書換交付を受けたいので申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えようとする事項

項目	現在の許可証記載事項	書換えようとする内容

- 5 書換えを必要とする理由

第8号様式の二(第三十二条の二第二項)

移 植 許 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により移植の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 移植の目的
- 2 移植しようとする魚種の名称及び数量
- 3 移植しようとする魚種の購入先及び産地
- 4 移植しようとする区域
- 5 移植期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 移植従事者の住所及び氏名

第 8 号様式の三(第三十二条の二第四項)

許可番号 第 号

移 植 許 可 証

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- 1 移植魚種の名称
- 2 移植魚種の数量
- 3 移植区域
- 4 移植期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 移植従事者の住所及び氏名
- 6 制限又は条件

年 月 日

千葉県知事



第8号様式の四(第三十二条の二第九項)

移植許可変更申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により移植の許可の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 許可年月日
- 3 変更しようとする事項

項目	現在の許可証記載事項	変更しようとする事項

- 4 変更を必要とする理由

第9号様式

特別採捕許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
千葉県内水面漁業調整規則第 条
- 3 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称、大きさ及び数量
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具又は漁法の規模及び数
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

第 1 0 号様式

特許可番号 第 号

特 別 採 捕 許 可 証

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 適用除外の事項

千葉県内水面漁業調整規則第 条

2 採捕する水産動植物の種類、大きさ及び数量

3 採捕の区域

4 採捕の期間

5 使用漁具又は漁法の規模及び数

6 採捕に従事する者の住所及び氏名

7 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

8 許可期間

年 月 日から 年 月 日まで

9 制限又は条件

年 月 日

千葉県知事



第 1 1 号様式

特別採捕許可変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により特別採捕許可の変更について許可を受けたいので、申請
します。

記

- 1 適用除外の事項
千葉県内水面漁業調整規則第 条
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	変更しようとする事項

- 5 変更を必要とする理由